

「四半期開示のあり方」緊急アンケート調査結果

【調査概要】

- ◆調査期間 2022年9月15日(木)～9月28日(水)
- ◆調査対象 関西経済連合会 統括委員会委員、企業制度委員会委員、企業会計に関する研究会メンバー254名
- ◆調査方法 調査票の発送・回収ともにメール
- ◆回答数 78名(関経連会員企業の経理・財務・IR部門の責任者(担当者)等より回答)(回答率30.7%)

【調査結果 要約】

Q1 四半期決算短信の提出義務 (単数回答)

- 「四半期決算短信」の提出義務について、真に望ましいと考える見直しの方向性について尋ねたところ、**「四半期決算短信も提出義務を廃止し、任意の取扱いとする(任意化=義務付け廃止)」との回答が53.8%と、過半数を超えて最多**。「スタンダード・グロース市場の上場企業のみ」の提出義務廃止を求める回答は10.3%。

Q2 四半期決算短信の開示内容 (単数回答)

- 「四半期決算短信」における開示内容について、真に望ましいと考える見直しの方向性について尋ねたところ、**「現行の四半期決算短信の開示内容を基本とし、拡充することは避けるべき」との回答が53.8%と、過半数を超えて最多**。「現行の四半期決算短信の開示内容を簡素化し、定性情報のみとすべき」との回答が35.9%で続く。

Q3 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント(罰則) (単数回答)

- 「四半期決算短信」に一本化した場合のエンフォースメントに関し、真に望ましいと考える見直しの方向性について尋ねたところ、**「四半期決算短信と同内容の書面を臨時報告書として重複して提出させることは避けるべき」との回答が92.3%と、回答のほとんどを占めた**。

Q4 四半期決算短信に対する監査法人によるレビュー (単数回答)

- 第1・第3四半期決算短信に対する監査法人のレビューに関して、望ましいと考える見直しの方向性について尋ねたところ、**「四半期決算短信へのレビュー報告書の添付は不要とするべき」との回答が83.3%と、80%以上を占めており最多**。

Q5 「半期報告書」(又は第2四半期報告書)と監査法人の保証のあり方 (単数回答)

- 「四半期報告書」を、「四半期決算短信」に一本化し、第1・第3四半期報告書を廃止した場合、上場企業が第2四半期に提出する「半期報告書」(又は第2四半期報告書)と監査法人の保証のあり方について、望ましいと考える見直しの方向性について尋ねたところ、全体では、**「第2四半期報告書とし、レビューを行う(現状維持)」が41.0%で最多**となった。
- **半期の開示書類に着目すると「第2四半期決算短信に一本化(第2四半期報告書は廃止)」が合計で50.0%と半数になった**。
- 半期の保証に着目すると、レビューを行うとの回答が合計で73.0%と最多。
- 一方、**「従前の半期報告書と中間監査を復活させる」は支持がゼロ**だった。

Q6 四半期開示の一本化に向けた検討課題について (優先順位をつけて3つ回答)

- 四半期開示の一本化に向けた検討課題について、特に重要と考えるものを優先度順に3つ尋ねた。
- 回答結果をもとに重みづけ(第1位=3点、第2位=2点、第3位=1点)を実施。重みづけの結果、**「四半期決算短信の開示内容の削減または現状維持(内容の拡充をすべきでない)」の点数が最も高かった**。

【調査結果 詳細】

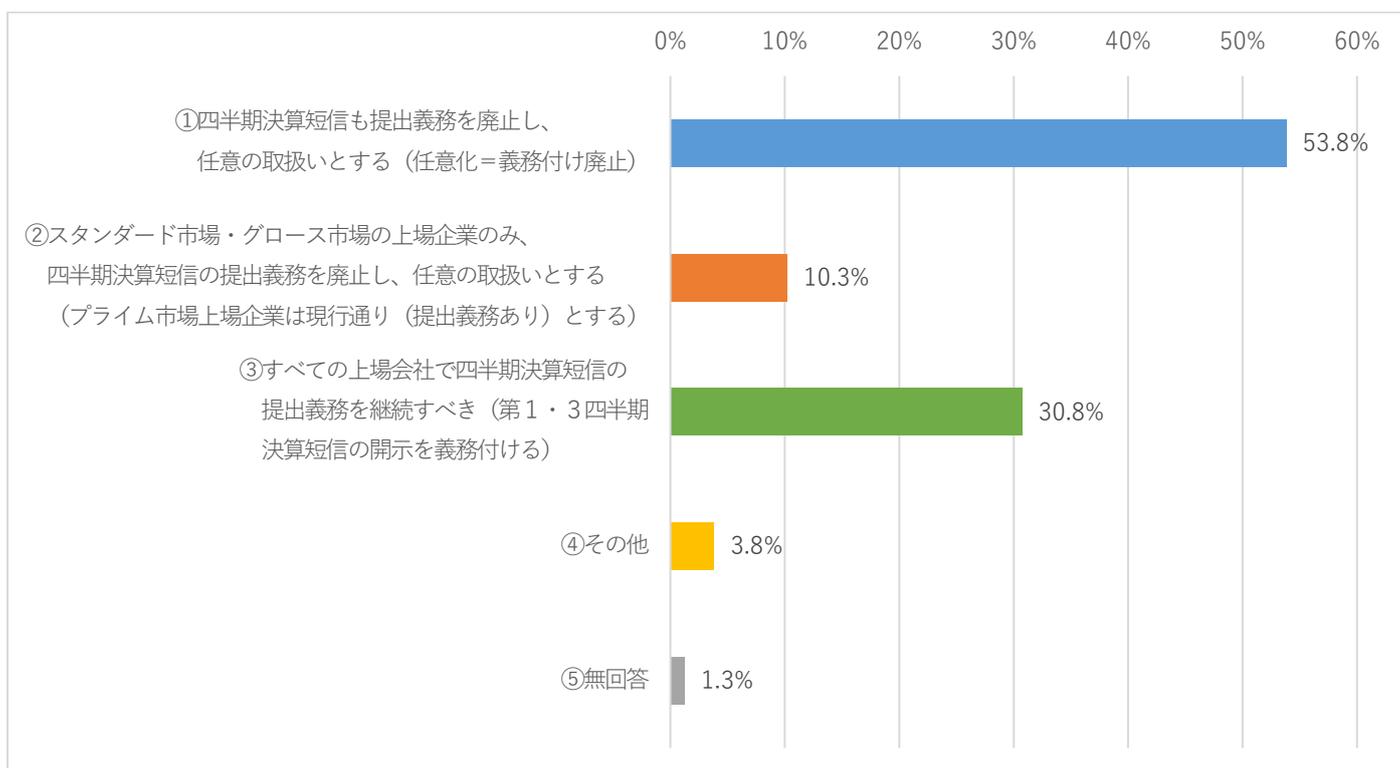
【設問：Q1 四半期決算短信の提出義務】

金融商品取引法に基づく「四半期報告書」を、取引法規則に基づく「四半期決算短信」に一本化した場合、「四半期決算短信」の提出義務について、真に望ましいと考える見直しの方向性について最もあてはまるものを選択してください。

- ① 四半期決算短信も提出義務を廃止し、任意の取扱いとする（任意化＝義務付け廃止）
- ② スタンダード市場・グロース市場の上場企業のみ、四半期決算短信の提出義務を廃止し、任意の取扱いとする（プライム市場上場企業は現行通り（提出義務あり）とする）
- ③ すべての上場会社で四半期決算短信の提出義務を継続すべき（第1・3四半期決算短信の開示を義務付ける）
- ④ その他（企業規模に応じて対応を分けるなど）

【結果】

「四半期決算短信も提出義務を廃止し、任意の取扱いとする」との回答が53.8%と、過半数を超えて最多。「スタンダード・グロース市場の上場企業のみ」の提出義務廃止を求める回答は10.3%だった。



➤ ①を選択した主な理由

- ・ 経理事務の軽減。
- ・ 経営のスパンとしては、3ヶ月の短期では無く、環境の変化とその対応と成果を考えると、少なくとも6ヶ月程度の期間が必要である為、3ヶ月単位での四半期決算は不要。
- ・ 今企業に求められているのは、より長期的な目線で戦略的な行動を行うことであり、その視点において四半期決算開示についても各社の判断でよいと考える。
- ・ 四半期報告書同様、四半期短信も、第1・第3四半期の開示は任意にさせていただくと、社内の作業の足並みがそろうので、そのようにしていただきたい。中長期視点を重視される傾向にあるので、その動きに合わせた開示にさせていただきたい。
- ・ 欧州主要国の事例も参考に、四半期開示は任意とし、様式も含めて各企業の裁量に委ねるべきと考える。現在は四半期報告書と四半期決算短信とが実質的に重複している状態で、四半期報告書の廃止だけでなく四半期決算短信の義務付けも廃止しなければ、四半期開示の簡素化は達成されない。また、四半期決算短信を任意化することにより、企業が形式的ではなく主体性を持ったIRを行うようになることで、投資家との対話が活性化されるものと考える。
- ・ 企業経営者や投資家の短期的利益志向を助長させることや、書類作成にかかる企業の負担軽減のためにも義務付けは廃止し、短期的に業績が大きく変動するような業態・業容であるなど、四半期開示が必要と考える企業が自主的に開示できるようにすればよいと考えるため。

➤ ②を選択した主な理由

- ・ プライム市場上場企業は、市場における株式の流動性が高く、海外も含め投資家との積極的なコミュニケーションが望まれること、開示に対応する体制がある程度整っていること、などを勘案し提出義務を継続することは妥当と考える。そのほかの上場企業は、各社の実情に応じ開示の要否を判断すれば足りると思われる。

➤ ③を選択した主な理由

- ・ 第1・第3四半期短信については、原則義務としながらも、レビュー等は不要、かつ、その開示内容は、各社の裁量に最大限任せることが望ましいと考える。義務を廃止としても、恐らく任意開示をする会社が多数と想定している。ただ義務とする範囲については、企業規模に応じた設定などは一案かとも思う。

➤ 「④その他」の回答内容

- ・ 企業規模や業種に応じて対応を分ける。
- ・ 短期業績志向を助長していると考えられている四半期報告体制について、四半期報告書および四半期決算短信につき廃止とすることが望ましいと考えているが、廃止後任意の提出とした場合制度の見直しが形骸化することが考えられるため、任意という選択肢は外すべきかと思われる。

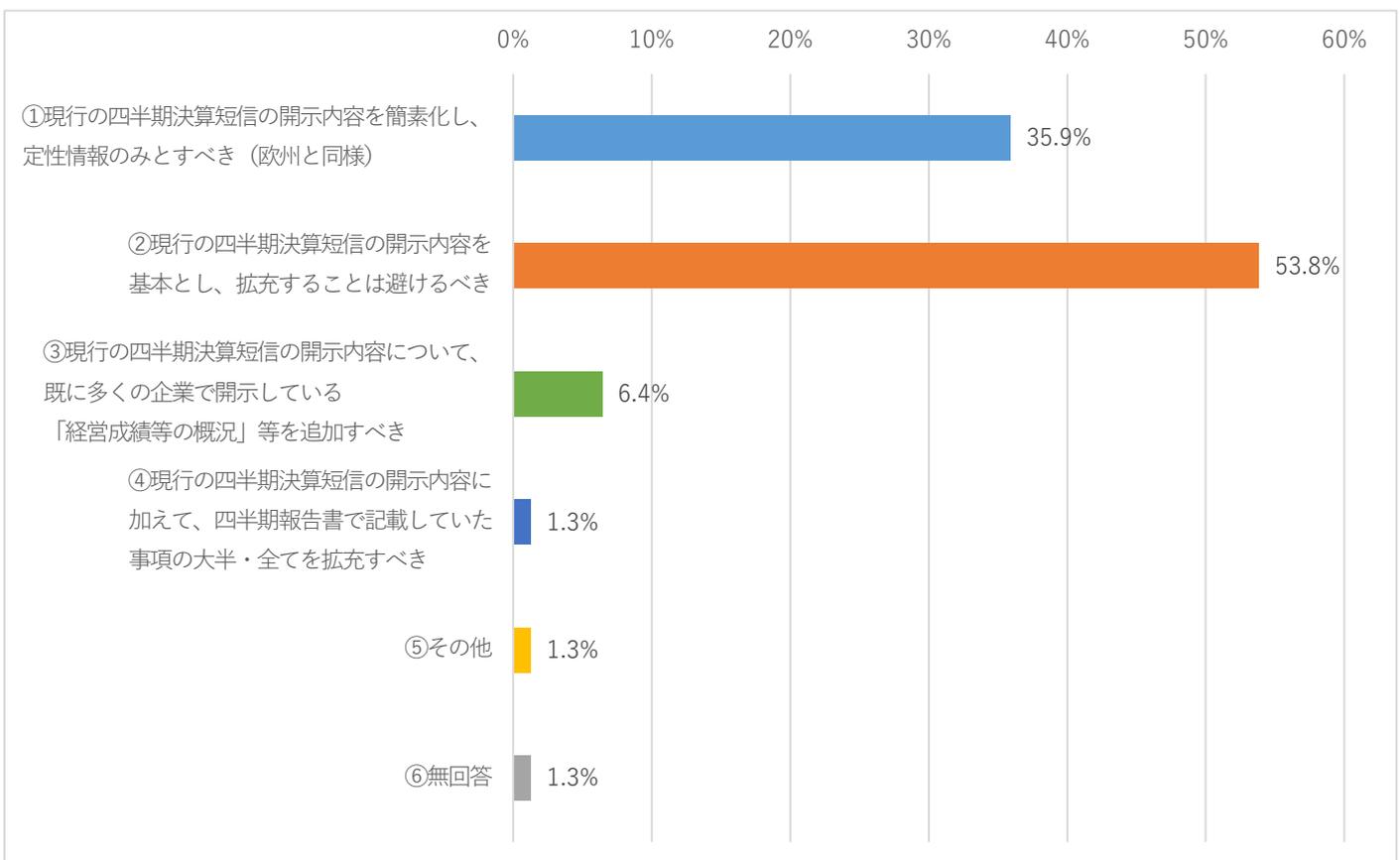
【設問：Q2 四半期決算短信の開示内容】

金融商品取引法に基づく「四半期報告書」を、取引法規則に基づく「四半期決算短信」に一本化した場合、「四半期決算短信」における開示内容について、真に望ましいと考える見直しの方向性について最もあてはまるものを選択してください。

- ① 現行の四半期決算短信の開示内容を簡素化し、定性情報のみとすべき（欧州と同様）
- ② 現行の四半期決算短信の開示内容を基本とし、拡充することは避けるべき
- ③ 現行の四半期決算短信の開示内容に、既に多くの企業で開示している「経営成績等の概況」等を追加すべき
- ④ 現行の四半期決算短信の開示内容に加えて、四半期報告書で記載していた事項の大半・全てを拡充すべき
- ⑤ その他

【結果】

「現行の四半期決算短信の開示内容を基本とし、拡充することは避けるべき」との回答が53.8%と、過半数を超えて最多。「現行の四半期決算短信の開示内容を簡素化し、定性情報のみとすべき」との回答が35.9%で続く。



➤ ①を選択した主な理由

- ・ 開示の充実化は従来の改革の逆行であり、企業の経理等の決算実務担当者には働き方改革は不要と言われて
いるように感じてならない。
- ・ 欧州主要国と比べても、現在の四半期決算短信に要請されている開示情報は多い。四半期決算短信は定性情報のみとした上で、企業が主体性を持って任意に作成した決算説明資料等で、投資家と対話すべきである。なお、四半期報告書が廃止された場合に、これまで四半期報告書で記載していた項目を四半期決算短信の開示内容に追加する形で、四半期決算短信の開示内容は拡充されるべきという意見もあるが、四半期開示の簡素化を妨げてしまうものであり、また作成者側の負担は実質的に軽減されないことに加え、四半期決算短信の開示が遅くなることにも繋がるので、望ましくない。
- ・ 現状のわが国の四半期決算短信の主な内容は、サマリおよび主要な連結財務諸表（B/S、P/L）や主な注記の開示が要請されているが、四半期は定性情報のみの開示が多い欧州主要国等に比べても開示義務がある情報が多い。各社は、社外ステークホルダーとの対話等から検討を重ね、工夫を凝らしてきた任意のプレゼンテーション形式の決算説明資料や補足資料を用いているケースが多い。その内容も、タイムリーディスクロージャーを踏まえて、決算のポイントや決算内容を多岐にわたり、定性的かつ定量的に対話可能な形で説明を実施しており、それをベースにした市場関係者とのコミュニケーションを図る・理解を得ることに力を入れている企業が多く、現行の四半期決算短信の開示内容を欧州諸外国と同様の定性情報などに変更することが望ましい。

➤ ②を選択した主な理由

- ・ 内容的には、四半期決算短信の内容で重要な事項はほぼカバーされており、これ以上の拡充は不要であると考え。
- ・ 開示内容を拡充する場合、企業側の負担が増す一方で、現行の四半期報告書の記載事項（四半期決算短信と重複しない事項）に対する投資家・アナリストをはじめとした利用者にとっての有用性は低いと考える。
- ・ 開示内容についても企業の実態に合わせて任意開示とすべき。
- ・ 速報性を重視すべきと考えており、開示内容を拡充することはそれを損なうリスクがあることから望ましくないと考える。
- ・ 速報性の確保の観点から拡充は避けるべき。現行の内容をさらに簡素化できるか否かは、簡素化することによる影響を考慮の上、判断すべき。

➤ ③を選択した主な理由

- ・ 基本的には速報性を尊重しつつ、経理業務の重複を避けるという観点から、現行の四半期決算短信の開示内容を基本とし、各社の裁量に委ねるのが妥当と考える。ただ、過度な情報開示には反対であるが、「経営成績の概況」は投資判断や決算分析に必要な情報であると考え。

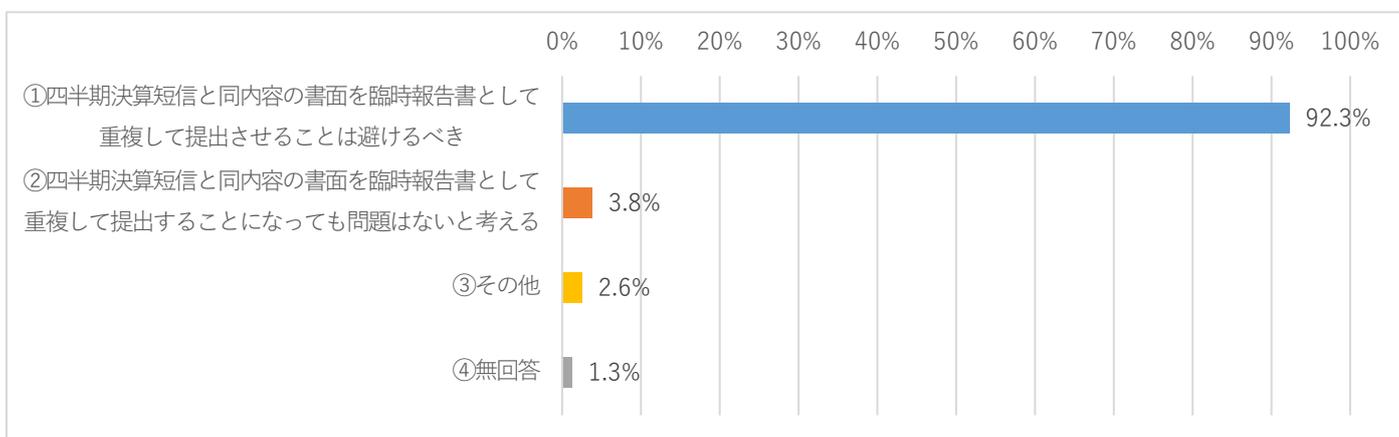
【設問：Q3 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント（罰則）】

金融商品取引法に基づく「四半期報告書」を、取引法規則に基づく「四半期決算短信」に一本化した場合、四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として追加的に開示することにより、法令上のエンフォースメント（罰則）手段を確保するとの対応策が（米国の取扱いを参考にして）一案として示されていることに対して、望ましいと考える見直しの方向性について最もあてはまるものを選択してください。

- ① 四半期決算短信と同内容の書面を臨時報告書として重複して提出させることは避けるべき（四半期決算短信の虚偽記載があった場合、取引所規則によるエンフォースメント手段に任せるのが適当と考える）
- ② 四半期決算短信と同内容の書面を臨時報告書として重複して提出することになっても問題はないと考える（金融商品取引法によるエンフォースメント手段も必要と考える）
- ③ その他

【結果】

「四半期決算短信と同内容の書面を臨時報告書として重複して提出させることは避けるべき」との回答が92.3%と、回答のほとんどを占めた。



➤ ①を選択した主な理由

- ・ 虚偽記載を行なった企業へのペナルティとしては取引所規則によるもので充分であると考え。
- ・ 虚偽記載に関するリスクについては、年度末の有価証券報告書における会計監査で十分に担保できると考える。
- ・ 罰則の軽重ではなく、罰則を受けること自体が企業の信用にかかわる問題であることから、現行の取引所の規則で十分足りていると考えるため。
- ・ まず、米国の取扱いは、元々の法規制（セーフハーバー・ルールの具備等）が異なり、あまり参考とならないと考えている。金融商品取引法に基づく臨時報告書扱いとなった場合は、四半期決算短信等についても、金融商品取引法における虚偽記載責任等の対象となる制度設計となり、虚偽記載の責任リスクを考慮すると、内容によっては情報共有できなくなる可能性があるということになりかねない。企業・作成者とマスコミや資本市場・投資家等の対話・コミュニケーションに制限がかかってしまう可能性があり、非常に大きな問題。（欧州諸外国にも例はない）。しかもこの議論は、四半期のみならず、年間決算時にも波及する問題もあり、現行の取引所規則によるエンフォースメント手段に任せるべき。
- ・ 決算短信の速報性の後退及び実務負荷の増加に繋がる恐れがあるため。

- ・ 内容を臨時報告書として提出すると、記載内容の正確性を確保するため、**監査法人のレビュー等を会社としても必要とせざるを得ず、簡素化に繋がらない**。虚偽記載に関するエンフォースメントの手段としては、証券取引所の規則で十分で、本質的には虚偽記載によるレピュテーションの低下リスクが抑止に繋がっていると考ええる。
- ・ 将来の不確実性が高まっており、**提出後の外部環境の変化により将来情報に関する記載が訴訟等のリスクにさらされることを避けたい**ため。
- ・ **業績予想はエンフォースメント（罰則）規定になじまず、導入は柔軟な開示を妨げることに繋がると考える**。
- ・ 取引所規則を見直すなど、実務負担を増やすことなくエンフォースメント手段を確保できる方法を検討することが望ましいと考える。

➤ **②を選択した主な理由**

- ・ 金融商品取引法によるエンフォースメント手段も必要とは思われるが、その場合には開示の内容を大幅に見直す必要があるとも考えている。

➤ **「③その他」の回答内容**

- ・ 業績予想は除いて臨報として提出する。
理由：業績予想の部分だけが問題と思われるので、当該部分だけ除けば問題ない。
- ・ 当件は監査レビューとセットで検討される必要があると思われる。
理由：四半期決算短信の提出が「任意」であることを前提とした場合、当社では結果的に四半期決算短信を継続して提出することになると思われる。期末監査において既に開示済みの四半期決算に対して指摘が入った場合の投資家への影響を考えた場合、四半期から何らかの形で監査法人の関与を求めておく必要があると思われる。

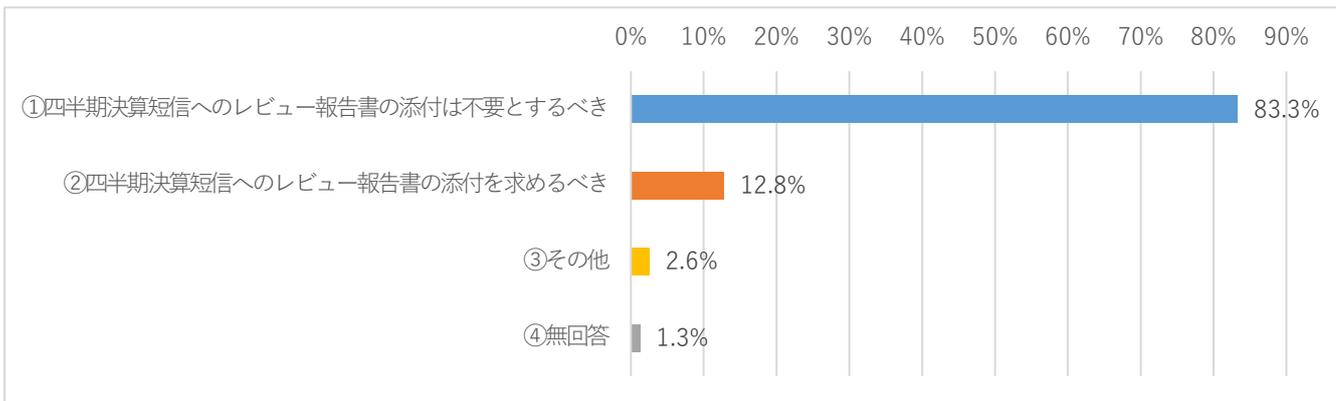
【設問：Q4 四半期決算短信に対する監査法人によるレビュー】

金融商品取引法に基づく「四半期報告書」を、取引法規則に基づく「四半期決算短信」に一本化した場合、第1・第3四半期決算短信に対する監査法人のレビューに関して、望ましいと考える見直しの方向性について最もあてはまるものを選択してください。

- ① 四半期決算短信へのレビュー報告書の添付は不要とするべき
- ② 四半期決算短信へのレビュー報告書の添付を求めるべき
- ③ その他

【結果】

「四半期決算短信へのレビュー報告書の添付は不要とするべき」との回答が83.3%と、80%以上を占めており最多。



➤ ①を選択した主な理由

- ・ 四半期決算短信に対して監査人のレビュー報告書の添付を求めると、注記などの作成実務負担が増えると共に、監査人レビュー対応が必要となる結果、四半期決算短信の速報性が損なわれるため、レビュー報告書の添付は不要とすべきである。
- ・ 決算短信に対する監査法人の関与は不要とするべき。監査法人によるレビューを要求する場合は、フルセットの四半期財務諸表と注記が要求されることとなり、本来の四半期開示の見直しに逆行することとなり、タイムリーな開示ができない結果となることが懸念される。また、IFRSを任意適用している日本企業については、IAS第34号「期中財務報告」が適用されるため、日本基準の第1・第3四半期の簡素化（キャッシュフロー計算書の省略可、注記事項の簡素化等）の恩恵が受けられていないことをコメントしたい。IFRSを任意適用している日本企業が、監査法人のレビューが必要となると、四半期決算短信への注記が大幅に拡大することとなり、四半期決算短信への一本化そのものの議論が非常に困難なものとなる。これは、今後のわが国におけるIFRSの任意適用企業の増加促進の障害にもなり、課題があまりに大きくなる。
- ・ 現在の四半期制度が導入される前、第1・第3四半期の決算短信には監査法人はほとんど関与していなかったが、それでも特段、開示上のトラブルが発生していたわけでもなく、また、現在の四半期制度の下でレビュー報告書が添付されたことによって、開示に関するトラブルが減少しているという実感もない。
- ・ これまで通り速報性の観点から、監査法人のレビューは、“不要”とすべき。会社として虚偽開示とならないような対策を検討する必要性は理解できるが、虚偽開示のリスクを懸念しすぎると、任意で監査法人のレビューを受けることとなり、四半期開示の為にレビューを受け、四半期レビュー報告書を入手している今の実

務と何ら変わらない。(実際のところ、今でも外部公表数値に誤りがないように、監査対象でない「決算短信」も監査法人のチェックをうけている。したがって、決算短信に一本化しても、企業側はほぼ同じ運用をするはずであり、虚偽開示リスクは軽減されていると考える。)

- ・ 現行の四半期決算短信より開示内容を増加させることは、実務負担を考慮すると、避けた方が望ましいと考える。また、**レビュー報告書を添付するためには、更なる決算業務の早期化を図る必要があり、かえって実務負担が増加する懸念がある。**

➤ **②を選択した主な理由**

- ・ **情報の適正性の確保**のため。
- ・ 現在の短信の範囲をレビュー対象とすれば可能ではないかと考える。各企業や監査人の実務対応や負荷を考えると、四半期毎（少なくとも半期毎）にレビューを行うことは本決算の監査対応上行うべきではないかと考える。
- ・ 信頼性の確保。その代わり、速報性は犠牲にする必要あり。

➤ **「③その他」の回答内容**

- ・ 監査法人のレビュー（又はAUP：合意された手続業務）は任意とする。
理由：監査法人のチェックを経ずに財務諸表を対外公表するか否かは、企業が慎重に判断すべき。

【設問：Q5 「半期報告書」（又は第2四半期報告書）と監査法人の保証のあり方】

「四半期報告書」を、「四半期決算短信」に一本化し、第1・第3四半期報告書を廃止した場合、上場企業が第2四半期に提出する「半期報告書」（又は第2四半期報告書）と監査法人の保証のあり方について、望ましいと考える見直しの方向性について最もあてはまるものを選択してください。

- ① 第2四半期報告書とし、レビューを行う（現状維持）
- ② 第2四半期決算短信に一本化（第2四半期報告書は廃止）し、レビューなし
- ③ 第2四半期決算短信に一本化（第2四半期報告書は廃止）し、レビューあり
- ④ 従前の半期報告書と中間監査を復活させる
- ⑤ 従前の半期報告書を復活させるが、レビューを行う
- ⑥ その他

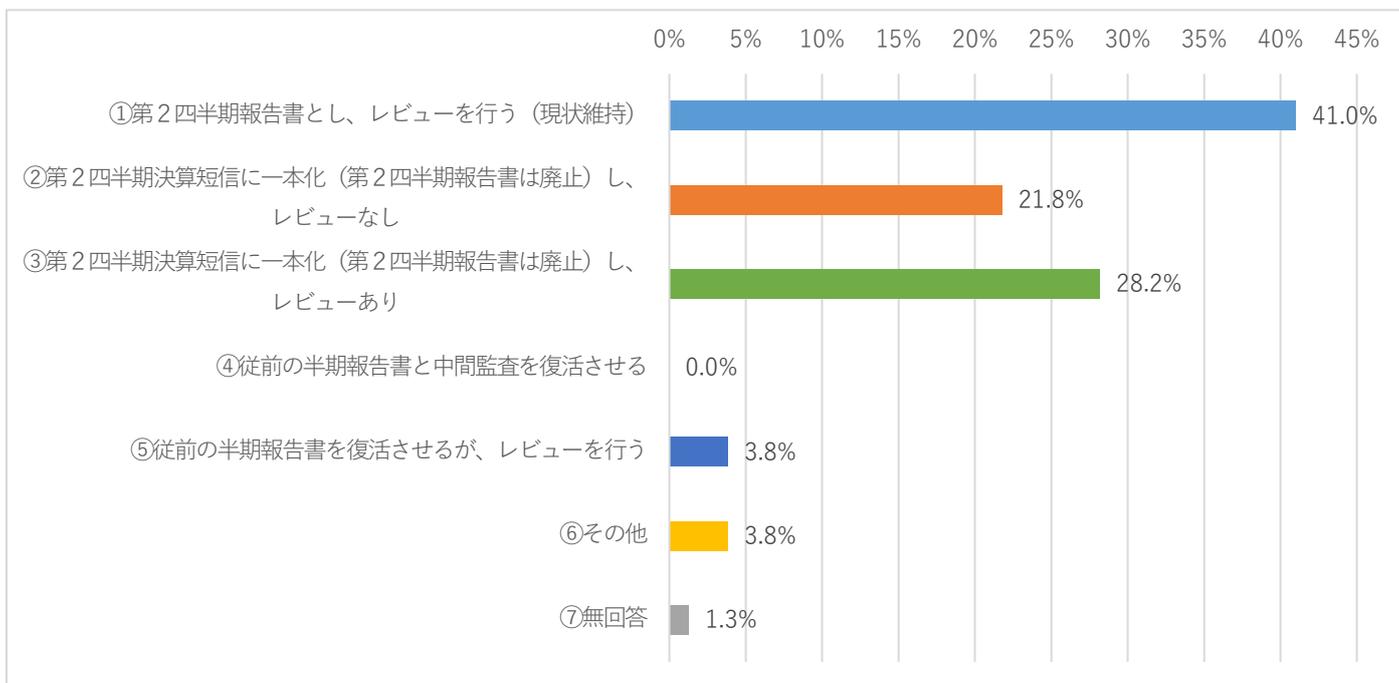
【結果】

全体では、「第2四半期報告書とし、レビューを行う（現状維持）」が41.0%で最多となった。

半期の開示書類に着目すると「第2四半期決算短信に一本化（第2四半期報告書は廃止）」（②+③）が50.0%と半数になった。

半期の保証に着目すると、73.0%（①+③+⑤）と、半期についてはレビューあり、とする回答が最多。

一方、「従前の半期報告書と中間監査を復活させる」は支持がゼロだった。



➤ ①を選択した主な理由

- ・ 半期報告書は負担が大きいため、現状維持でいいと思う。
- ・ 四半期報告制度が導入されてから第2四半期もレビューを受けており、中間監査に変更されると実務面の負荷が増加することが懸念される。
- ・ 監査レビューを受けるにあたり現行のスケジュール体制で対応できる上、国際標準にも沿っているため。
- ・ 半期報告書は記載項目が多く企業負担が大きい。また利害関係者においても半期という短期間において半期報告書で求められる詳細項目が意思決定に影響があるかという疑問であり、四半期報告書の開示情報で十分と考えられる。特に株式市場における企業価値は連結グループ全体であり、個別財務諸表と注記を開示す

る意義は乏しいように感じる。

➤ ②を選択した主な理由

- ・ 中間監査制度は世界的にも稀有。半期報告書提出義務の会社も含め、中間監査は廃止すべき。
- ・ 四半期開示制度の見直しにおいては、第1・第3四半期について決算短信に一本化した後、さらに第2四半期についても決算短信に一本化する方向へ進めていくべきである。なお、四半期決算短信の速報性を損なうことになる監査法人のレビュー報告書は付与すべきではない。
- ・ 実務負担軽減のため。
- ・ 決算の速報性を優先し、第2四半期においても、第1・第3四半期と同様の取り扱いにすべきと考える。

➤ ③を選択した主な理由

- ・ 2Qレビューを廃止すると、期末監査の重要性が増し、有価証券報告書（決算短信）の事務手続きが増えることで、開示スケジュールに影響を及ぼす恐れがある。
- ・ 企業の負担軽減と情報の信頼性確保のバランス。
- ・ 第1四半期及び第3四半期の四半期報告書制度を廃止することにより、情報の適時性は担保されるが、一方年間を通じた開示について、その正確性についても一定の留意が必要と考える。国際的な資本市場の取扱いに鑑みた場合には、四半期レビューを行うことが最低限必要になると考えられるため、③が望ましいと考える。

➤ ⑤を選択した主な理由

- ・ 何らかの形で半期に一度、会計士に確認を取ることで、年度末の監査が効率的に進められるものとするが、中間監査ほどの手続きは不要。
- ・ 現状もレビューであり、中間監査を復活した場合、会社も監査法人も業務負荷がかかる。

➤ 「⑥その他」の回答

- ・ 第2四半期決算短信に一本化（第2四半期報告書は廃止）し、レビュー（AUP）は任意
理由：今回の四半期開示見直しの趣旨に鑑みれば、第2四半期を第1・第3四半期と区別して取り扱うことの重要性は乏しい。

【設問：Q6 検討課題の優先順位】

四半期開示の一本化に向けた検討課題について、特に重要と考えるものを優先度順に3つ選択してください。

- ① 四半期決算短信の提出義務の廃止（任意の取扱いにすべき）
- ② 四半期決算短信の開示内容の削減または現状維持（内容の拡充をすべきでない）
- ③ 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントについて四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示するようにすべきでない（現状維持が望ましい）
- ④ 第3四半期決算短信へのレビュー報告書の添付は不要であるべき
- ⑤ 第1・第3四半期報告書の廃止後に半期報告書と中間監査を復活させるべきではない

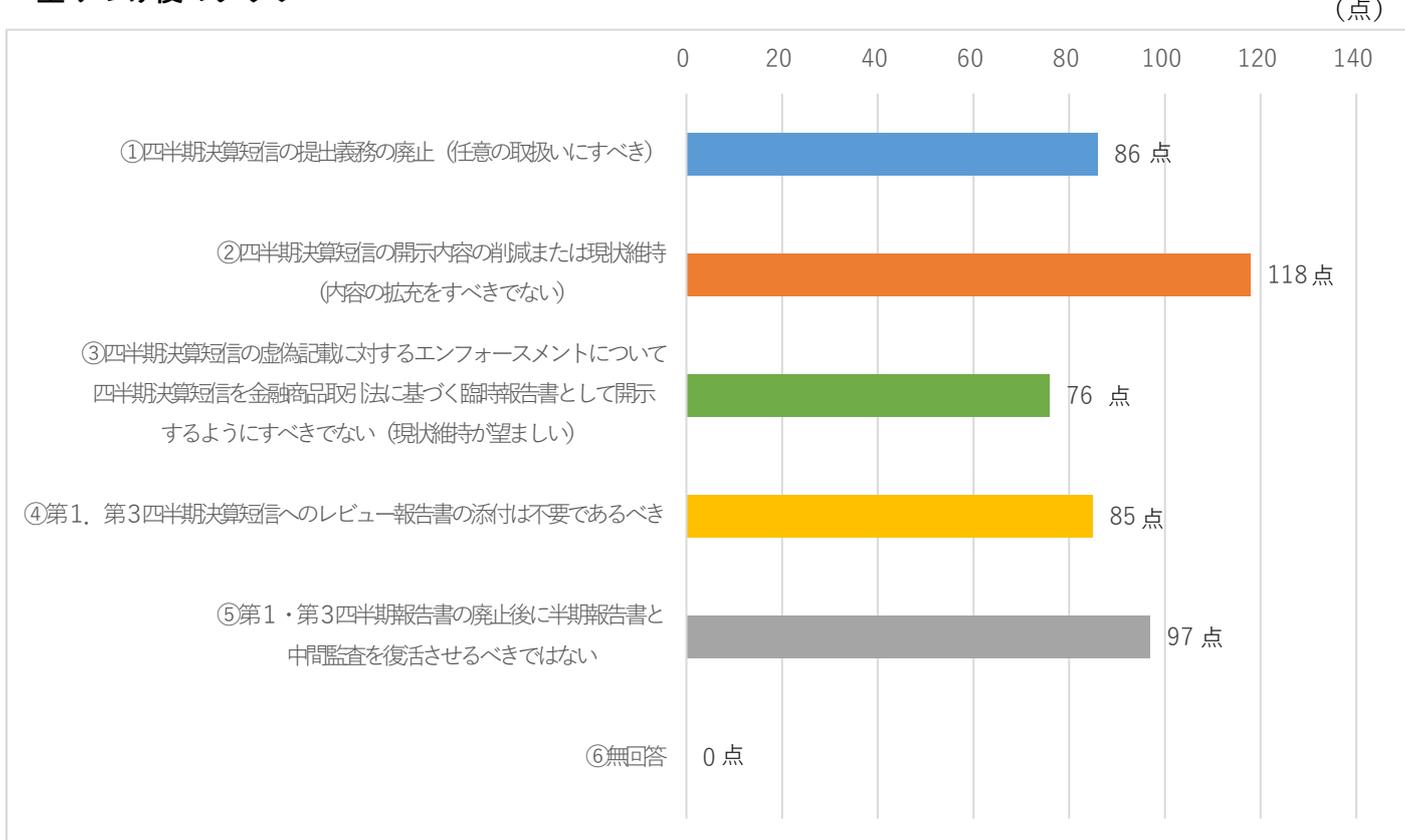
【結果】

回答結果に重みづけ（第1位＝3点、第2位＝2点、第3位＝1点）を実施。

重みづけの結果、「四半期決算短信の開示内容の削減または現状維持（内容の拡充をすべきでない）」の点が最も高かった。

項目	第1位 (人)	第2位 (人)	第3位 (人)	第1～3位 回答数合計(人)	重みづけ後の点数(点)
① 四半期決算短信の提出義務の廃止（任意の取扱いにすべき）	24	4	6	34	86
② 四半期決算短信の開示内容の削減または現状維持（内容の拡充をすべきでない）	23	18	13	54	118
③ 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントについて四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示するようにすべきでない（現状維持が望ましい）	5	16	29	50	76
④ 第1、第3四半期決算短信へのレビュー報告書の添付は不要であるべき	5	27	16	48	85
⑤ 第1・第3四半期報告書の廃止後に半期報告書と中間監査を復活させるべきではない	20	12	13	45	97
⑥ 無回答	1	1	1		0

<重みづけ後のグラフ>



【設問：Q7 四半期開示の見直しへの期待、要望、懸念点】

このたびの四半期開示見直しにあたっての期待や要望、懸念点などについて記載ください。

【結果】

<全体について>

➤ **負担軽減を望む声**

- ・ **事務作業の軽減と、信頼性の確保の両立。**
- ・ 民間企業担当者の負担軽減につながるよう見直しを進めて頂ければありがたい。
- ・ 昨今、非財務情報開示の拡充の動向があり、今後非財務情報の開示が義務化されるのであれば、企業の事務工数も増やさないように開示制度を見直すべきと考える。
- ・ 開示内容の正確性や公平性を担保しつつ、企業の負担が軽減されることを期待する。
- ・ **四半期報告書と四半期決算短信は内容が重複しており、重複業務を削減する必要がある。決算開示資料の作成に時間を取られ、専門性を有する経理部員の配置が困難になることも想定される。** 決算開示資料作成の現場の声を十分に汲み上げて頂きたい。
- ・ 四半期報告書の廃止に期待している。**昨今の IR は非財務情報の開示拡充、統合報告書の公表など、「財務情報だけ公表していれば OK」ではなく、年中経営資源が足りていない。何か開示の拡充を図るのであれば、何かを止めることが必要。**
- ・ 四半期開示に付随する決算、監査対応は多くの企業で膨大な負荷になっていると思われる。今後、非財務情報を含む一層の開示内容の拡充が求められる中で、四半期開示の有効性の観点からの見直しを期待する。
- ・ 現状より業務が簡素化されることを期待する。

➤ **見直しによりかえって企業負担が増えないようにしてほしいとの声**

- ・ 四半期開示については、利害関係者にとっての費用対効果を最大限勘案する必要がある。**四半期開示を見直すことで、かえって企業側の負担が増えることのないようご留意いただきたい。**
- ・ 一本化により作業負担が軽減されるのであれば歓迎するが、スケジュールの前倒しや作成負担が増加するような見直しであれば望ましくないと考える。**作成者側にとっても納得感の強い見直しにしていきたい。**
- ・ サステナビリティ情報等の開示拡充など作成者である企業の負担が増す中、負担軽減の方策として四半期決算短信と四半期報告書の一本化による四半期開示制度の見直しが図られることは望ましいと考える。ただし、一本化される四半期決算短信の内容、レビュー報告要否、第2四半期決算の取扱い等、DWG の具体化に向けた今後の検討結果によっては作成者の実務負担がかえって増大する懸念もあると考えられるため、実務負担の軽減や開示の効率化を損なわない着地点が望ましいと考える。なお、四半期決算短信自体も任意とする選択肢もあると考えるが、投資家サイドに立つと、最低限の統一情報としての四半期決算短信と企業が重要と判断する任意開示情報の組み合わせが望ましいのではないかと考える。
- ・ 投資家との対話および適時の情報開示という観点から、決算短信への一本化という形で四半期開示が残る方向になっていると理解をしている。この点、決算短信と四半期報告書という2種類の開示書類が一本化されることで、一定程度重複が排除され、経理実務者にとっては負担の軽減となりポジティブに受け止めている。**既に決算短信開示とともに各社各様でのプレゼンテーション資料による情報開示は充実していると考えており、一本化後であっても、決算短信の開示項目の拡充は不要と考える。** 今回の四半期開示制度の見直しにより、作成者の負担がかえって増加するといったことにならないことを強く希望する。また、**半期報告書の作成が要求される場合、監査手続きも含め、結果として現状よりも実務負担が増加しないか強く懸念している。**

- ・ 各企業は情報開示、投資家との対話の重要性は理解しているので、自主性に任せることが重要と考える。また、見直しの結果、企業側の実務負担が増すことがないよう議論を積み重ねて欲しいと考える。

➤ **より良い制度になることを望む声**

- ・ シンプルで分かりやすい開示のルールにして頂きたい。
- ・ 何のため、誰のために、四半報開示の見直しを実施するのか明確にし、その目的を十分理解し、実務をよく知っているメンバーで適切な議論がなされることを期待する。
- ・ 見直しの過程で、取引所規則に基づく四半期決算短信の良いところ（速報性や任意性）を失う議論が出ていることに強い懸念を感じる。重複感のある開示制度を見直すものなので、残すべき良いところと直すべきところを明確にして、進めていただきたいと感じる。
- ・ 今回の四半期開示の見直しの具現化・方法論によっては、元々グローバルスタンダードとの比較においても各企業の負荷が大きいわが国における四半期開示が、より作成者に対して負担を強いる可能性もあるため、今後の議論には十分注意し、効率的で価値のある抜本的な四半期開示の見直しとすべく、関係者が一体となって対応していく必要がある。欧州主要国も含めたグローバルな動向を踏まえた四半期開示の「見直し」が加速することで、作成者の負担の軽減や利用者に分かりやすい開示となることも含め、現在各企業がそれぞれの創意工夫を凝らした市場や投資家とのコミュニケーションが有効なものとなり、本来目指すべき中長期的な企業価値向上につながることを最重要である。

➤ **投資家、企業双方の意見をふまえて見直しをしてほしいとの声**

- ・ 「企業の負担軽減」と、「投資家が真に求める開示情報」の両面から検討を進めて欲しい。
- ・ 現状、投資家側の要望と作成者側の負担との費用対効果がアンマッチになっていると感じるので、四半期開示の見直しに非常に期待している。
- ・ 投資家と企業の両方の声に耳を傾け、双方にメリットがある見直しになることを優先して検討を行ってほしい。

➤ **その他**

- ・ 経営の観点からも3ヶ月と言う短期的な単位での開示は不要と考える。また、金融商品取引法と取引法規則の二重規則による企業の負担増も、この際に見直しされるべき検討課題と考える。
- ・ 本件を検討する DWG の構成員には、開示情報作成実務方である企業出身者が少ないため、関経連からのコメント発信には期待大。諸外国の制度の現状、作成実務の実態を踏まえたコメント発信をお願いしたい。
- ・ 効率化（スピード化）のため、開示方法を見直すにあたり、悪用されないルールも必要だと考える。虚偽報告の罰則を強化し、コンプライアンスの守られた健全な簡易報告であってほしい。セーフハーバー・ルールの必要性・重要性も感じる。
- ・ 従前、四半期決算短信は速報性、四半期報告書は信頼性という役割を担っており、制度として定着もしていたと考える。弊社は、短信は決算日後 30 日以内に、四半期報告書は 45 日以内に開示することとしており、四半期報告書の開示も簡素化されてきたことから実務上の負担は大きくなかった。従って、今後、決算短信に一本化することにより 30 日以内に従前よりも多くの情報開示又は保証を受けるとなる場合に、現場が疲弊する可能性があることを懸念している。他方、会社法における開示と金融商品取引法における開示について、開示資料の一本化を実施頂いたほうが実務上の負担は小さくなるため、そちらについて議論して頂きたい。3月決算会社において5月及び6月に会社法及び金融商品取引法の資料を作成することが最も時間を要しているため、検討いただきたい。

- ・ 制度設計のレガシーであると考えられるが、同じような情報を開示させる法・規則が統廃合されずに乱立されていることも日本の生産性が低い理由の一つであるとする。この点ようやく一本化され、効率化されることに大いに期待する。また、**特定事業会社のみに要請される中間連結財務諸表規則に基づいた半期報告書においても一般事業会社と同様の開示とする見直しを大いに期待する**。最終的には会社法における事業報告書、金融商品取引法における有価証券報告書、銀行法におけるディスクロージャー資料の一体化の議論についても大歓迎である。
- ・ 個人的には、決算短信を廃止し、四半期報告書に集約すべきであったと考える。従来の二本立ては重複感が大きい、投資家へ何をお伝えすべきか、検討が必要。

<Q1について>

- ・ 四半期開示の義務化が廃止され、任意となったとしても、これまでの慣習から継続して四半期開示を継続する企業は続出すると想定される。その場合、制度改正の意味合いも薄れる為、廃止から任意という制度変更ではなく、思い切って廃止のみという形に制度変更されると、対応する企業側も判断しやすくありがたい。
- ・ 開示実務の負荷削減という目的に重きをおくならば、第1四半期と第3四半期について四半期報告書の廃止と併せて決算短信も廃止しなければ、開示実務における実質的な負荷削減にはつながらないと思う。

<Q2について>

- ・ 四半期決算短信の開示内容の拡充は事務負担増となるだけなのでやめて欲しい。一本化の目的が事務負担の軽減と合理化であるのだから事務負担の軽減に最も重点を置いて検討するべき。
- ・ 情報としては、BS・PLと概況だけで十分と考える。
- ・ 四半期決算短信の記載内容を基本としつつも、有益な項目であれば、内容を拡充することは問題ない。しかし、記載の重要性・有益性については、慎重な検討を行い、安易に四半期報告書の記載内容を取り込むことのないようにして頂きたい。
- ・ 四半期に一度、企業から開示を行うことが必要であるとするが、本当に開示書類の利用者が求めている情報が何なのか、それを調査し、実務に反映させてほしい。実際のところ、多種多様な事業を行なっている企業に対して一律に制度として求める開示情報は最低限にとどめ、あとは、説明会での資料などで補足していく方が、市場参加者にとっても有用な情報を提供できるのではないかと考える。
- ・ 情報開示が後退することがないように考えていただきたい。
- ・ 早期の提出期限と、開示内容の拡大の両立を進めることは、実務への負担が過大になると考える。
- ・ 開示の一本化と言っても結局は四半期報告書と開示内容が同じであれば経理の負担は変わらない。
- ・ 予想については、欧米と同様にアナリスト業務として開示すべきではない。
- ・ 法定開示書類では、他社との比較を容易にするために開示要請項目を整理していることは理解しているが、日本基準採用企業とIFRS採用企業が混在しており、開示項目を揃えても、もはや単純な比較は困難。開示要請項目は極力限定し、各社の自主性を尊重したルール作りをお願いしたい。
- ・ 四半期開示は速報性を重視し、開示情報の充実度や監査法人の関与（レビュー等）については、企業側での自由度を高めてはどうか。

<Q3について>

- ・ 会計・税務の高度化に伴う決算作業の工数増加、それに伴う監査工数の増加に加えて、四半期毎の短信等の虚偽記載への罰則の強化など投資家視点に偏る見直しは望ましくない。

<Q4について>

- ・ 内容重複による事務負担が軽減されることについては歓迎する。監査法人によるレビューは、実務的な負担、効率性や実効性を考慮すると、半期(2Q)のみが望ましい。
- ・ 監査報酬が年々増加傾向にある。四半期報告書を廃止することで、監査工数が削減され、報酬が減少することを期待する。

<Q5について>

- ・ 監査法人の監査・レビュー手続きが増加しない見直しであることを期待する。
- ・ 監査法人に対しては、年2回(レビューと監査)になるので、遠方の事業所への往査や、関係会社往査の頻度向上など、監査の質の向上に努めていただき、会計面のガバナンス強化を期待する。
- ・ 四半期決算短信に一本化されることで、これまで四半期報告書と重複していた注記の作成作業等がなくなり、実務負担が軽減されることを期待している。一方で、半期報告書や中間監査が復活すると、かえって実務負担が増加することになるのではないかと懸念している。

<今後の対応について>

- ・ この機会に、四半期開示に関わらず、有価証券報告書も含めて、**真に投資家の投資判断に役立つ情報開示に集中すべき**であると考え(量より質)。
- ・ **見直しの時間軸**を策定し、公表頂きたい。
- ・ 四半期開示の見直しを契機に、**年次開示書類の見直し(会社法計算書類と有報の一本化など)の議論が進むことを期待**する。
- ・ 四半期短信及び四半期報告書は確かに重複する部分も多く、一本化する一定のメリットはあると思う。しかし、実務者からすると、金融商品取引法と会社法の違いによって掛かる業務負担の方が大きく、**金融商品取引法に一本化の方がメリットが大きいと感じ、今後に期待する**。
- ・ 四半期開示の見直しを契機に、有価証券報告書等の通期の開示について、内容が重複する会社法計算書類等と統合・気候変動、人的資本、人権等の非財務詳細の記載を充実する代わりに財務情報の注記項目を削除など、「投資家に有用な開示内容の充実」と「実務負担」とのバランスを考慮した検討がさらに進むことを期待する。

以上